

下市町告示 第13号

地域計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年 3月12日

下市町長 仲嶋 久雄



1 地域計画（案）を作成した地区

- (1) 新住地区（新住団地・栃原団地・丸尾集落）
- (2) 下市地区（下市団地）
- (3) 平原地区（平原団地）
- (4) 栃原地区（栃原団地・栃原集落）
- (5) 阿知賀地区（瀬ノ上集落・岨集落・峯山集落、六田集落）
- (6) 原谷地区（杣谷集落・椎原集落）
- (7) 梨子堂地区（梨子堂集落）
- (8) 広橋地区（広橋集落）
- (9) 善城地区（善城平城集落）

2 縦覧場所

下市町役場 地域づくり推進課

※ 地域づくり推進課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時間に限る。

3 縦覧期間

令和7年3月13日～令和7年3月26日

4 意見書の提出方法等

各計画の（案）に対する意見については、縦覧期間の満了の日までに意見書を記載の上、下市町役場 地域づくり推進課に提出とする。なお、地域計画書（案）の利害関係者以外は意見書を提出できない。